

## 明治初期炭坑国有化における一問題

安藤, 保  
東海大学文学部

<https://doi.org/10.15017/13584>

---

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 4, pp.38-42, 1974-12-10. エネルギー史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

## 明治初期炭坑国有化における一問題

安 藤 保

明治五年三月発布された「鉱山心得」およびさらに体系化された明治六年七月の「日本坑法」によって明治政府の鉱山に対する方針が確定された。それは鉱物資源の国有と、外国資本による採鉱の禁止の精神により貫徹された点に特徴があった。

明治維新後においても政府によって石炭掌握の方針は積極的にとられず、自由な開発がなされたために、幕藩体制下の経営と同様な経営がなされていたのであるが、「鉱山心得」はこのような状況下にあった石炭をも政府所有物と規定したのである。「鉱山心得」のこのような方針は、一部にはそれより前に行なわれた廢藩置県による行政区画の変更にもなう事務引継ぎの不備ということも加わり、炭坑経営に参加している外国人により、政府に対する補償要求訴訟という事態を惹き起こすことになるのである。鉱山国有化の過程において当然起こるべき問題であった。

ここに紹介する肥前の木須炭坑は、「高島・木須・久原三坑丈ヶハ官許相成候義ニ而、今更無故差留候場合ニ至兼候得共、其余之鉱山貨銀を以器械家雇入候義は格別、外国人をして坑山損益之割合ニ関し見候義は一切御差許不相成事ニ候」(明治六年一月卅一日、土井鉱山権頭より宮本外務大丞への書翰)と置県前に官許をえ、外国人との共同によって開発されたものである。

木須炭坑に関する訴訟は、炭坑機械代金支払要求という最も簡単な要求であるにもかかわらず、炭坑の工部省移管に際しての事務引継ぎの不備、置県前開発の中心者であった百武作十が「佐賀の乱」に関連したこともあって、外務、大蔵、工部、法務の諸省、長崎、

佐賀両県、英国領事、公使、および当事者のボイド商会との間に四年間にわたって交渉がなされ解決された事件である。

これについて『筑豊石炭鉱業史年表』では、明治四年の項に「佐賀藩と取引していた英商ボイドは、唐津木須炭坑に販売した機械道具類の代金滞納を長崎県令に訴える。(未解決のまま同社は七三年に解散)『英商ボイドより佐賀県相手取品物代滞一件』明治四年」と長崎県立図書館所蔵史料を典拠として記されているが、次に示す史料によって、この事件をより明確にすることができるであろう。

史料はいずれも外務省史料館所蔵『明治六年決同七年於長崎ボイト商社ヨリ佐賀県士族百武作十へ係ル木津石炭坑用器械売渡代価請求一件』である。

史料 A

工部省差出置候写

私儀佐賀藩庁之砌石炭取扱役中木須炭坑ニ付、工部省より御尋之廉は去明治六年九月廿七日書取を以申上候始末左ニ

一 明治三年午三月卅日より炭探錐立始、同五月朔日より同十一月迄立坪堀方相整候事

一 立坪金尺にて凡八拾三尺余堀立、右之内凡七拾尺程にて三寸の炭堀出し、夫より七拾六・七尺ニ而四寸程之炭堀出し候事

一 金壹万三千五百円

長崎ホイト商会アゲムスより明治六年未正月器械一式書面之代価ニ而買入、同年七月迄皆済渡候事

一同五千貳百貳拾三圓拾五錢

堀子大工諸職賃銀

一同九拾一圓六拾貳錢

モリス久原より木須迄渡海船子賃銀

一同貳千八百三拾三圓三拾三錢

木伐其外諸色代

一同三百三拾貳圓七錢

金物新出来并修理賃銀

一同七百七拾六圓五拾七錢

リース木須へ止宿料并役々手当其外

一同三千八百拾六圓六拾壹錢

役々月給并長崎往来モリス初発鉾山見調子賃用、且出角代、皿

山役所より遣出前

七口合テ金貳万六千五百七拾三圓三拾五錢

モリス賃金之部

一金五百圓 モリス江明治四年分一給料の内尤出炭之上

一同百圓 返却約定ニ而兩度ニ賃渡置分

一同三百四拾四圓 久原鉾山方用モリスより注文出角代金、出炭之

上分一給料を以返済之約定ニ而賃渡置分、

二口合テ金九百四拾四圓

右之通御座候、以上

史料B

元肥前政府江我社中もの引合勘定書

一洋銀百四拾九枚壹合七夕

木須石炭鉾江相渡候器械類、千八百七十一年第四月十一日勘定

一同六百八拾六枚六夕

同断諸品、千八百七十一年十一月廿八日勘定

一同貳百枚四合五夕

元八百三拾五枚式合三夕之十二月分利息

但壹ヶ月式分利

洋館千三拾五枚六合八夕

長崎千八百七十二年第八月八日

ボイド社中代チャルレストブリューヘイ、

史料C

長崎在留英商ボイド社中より佐賀県下木須石炭坑へ売渡したる

器械代価滞一件訴訟之手続

一千八百七十二年八月八日附を以ボイド社中より勘定書相添出訴及

ひ候事

一壬申七月九日長崎県より右訴状之趣佐賀県へ懸合及ひし処、同県

より之返書ニ、右は旧伊万里県之負債ニ而新県規則前之義ニ付、

直ニ返弁出来兼候ニ付、大蔵省へ伺出すへき旨申越候事、

一同年十一月廿二日附を以テ、英国領事ボイド社中此一件兼而願出

置候得共、何之報知も無之ニ付、領事より出所可致と之趣ニ而、

旁以尚勘定書相添長崎県令江出訴及ひ候事、

右ニ付同県より明治六年十月七日迄回数佐賀県催促及ひ候見候処、

大蔵省より差函無之と之旨を以テ、更ニ相運不申事、明治六年十

二月十二日ニ至り同国領事より此一件最早一ヶ年余も打過ぎ不纏

故、同国公使へ申立へき旨長崎県令江書管を以申立候趣同県より

申越候事

一去年十一月四日佐賀県へ右訴訟ニ付、大蔵省江伺等如何相成候哉、

右等之模様史ニ申越候様当省より同県ニ懸合候事

一 本年一月十五日同国公使より訴出候二付、同県出張所官員之内朝倉達順呼出詰門(問)いたし候得共、県地之回答無之而ハ何とも搦揆出来兼候旨申立候

一 一月廿三日佐賀県より之返答は、ボイト社中之訴訟は、当県木須石炭坑ニ而、其頃之郡令百武作十引受候品ニ相当可申、之ハ既ニ工部省へ引継相成候居、先般作十二も上京、同省へ引合相済居候旨、旧臘九日附を以当省工部省へ届出置候通申越候事

一 前条之趣を以工部省へ二月八日附を以懸合及候処、同省より二月十七日附之返書ハ、佐賀県より受取候木須坑一件書類ニ記載も無之、并百武作十上京の節同人より負債申立候義も無之故、其事実承知不致旨付、佐賀県へ取調方相達候義ニ付、孰より弁償可致哉判然不致と申越候事

一 三月十四日附を以佐賀県へ工部省より之書面相添、右様曖昧之廉等至急取調方申遣候処、四月三十日附ニ而、本月廿日長崎出張山寮より電報有之、同県渋谷八蔵早速出港申付、己ニ到着審判相成候義と存候旨申越候事

一 前条之趣を以五月十七日工部省懸合置候得共、いまた返事なし

史料 D

壬申七月五日  
長崎千八百七十二年第八月八日

一 去一月廿五日拙者より書翰を以申立置候元肥前政府を相手取候引合一件ニ付、閣下江出訴仕候、然は右引合は、伊万里木須石炭礦用之機械代等ニ御座候、且右は、貴国政府ニ於て御取計相成居候趣ニ候得共、干今決定不仕遅延および居候、就而は拙者共ニ於て此事件速ニ纏方出来候様、前顯利足附之引合一件此節大蔵省江御申立之運ニ到り候ハ、難有仕合ニ候間、何卒左様相成度閣下江懇願仕候、

拝具

ボイト商社代チャルストップルユーヘイ

長崎県権令宮川戻之閣下

史料 E

在當貌列顛国民ボイト商社ヨリ其県相手取負債之義ニ付、及出訴候翻訳文相副、当正月廿八日及御掛合候処、右事件は、旧伊万里県之補償ニ而新県御規則前之義ニ有之、何分直ニ返弁難致筋ニ付、大蔵省江伺置候間、御差図次第御答可相成旨、二月三日附を以御申越有之処、其以來追々催促申出、猶同国官吏ヨリも及応接候末、今般別紙訳文之通更ニ申立候、因茲至急筋立候御揆搦無之而は此未彼ノ官吏ニ対シ返答之訳柄無之困却および候、此段急度及御駈合候也

壬申七月九日

長崎県

佐賀県御中

史料 F

長崎在留器械製造会社ボイルトより伊万里県屬地肥州石炭山ニ対シ借金相成候得共、長崎県官吏ニ於て取纏難く相見候間、無拠同所領事江拙者は申立候、即右鉦山江器械売渡別紙勘定書之通洋銀八百三十五弗廿三セントニ相成、昨年十二月卅一日迄一ヶ月一步之利息相添候へは、惣計千零五拾式弗に相成候間、右早々相纏候様閣下より御周旋有之度候

一月十五日 英国公使

ハリエスパルクス

寺嶋外務卿閣下

史料 G

長崎在留ボイルド社中より佐賀県下木須炭坑入用之物品売渡代価滞消却方之儀ニ付、詳悉御掛合之趣致承知候、然処木須炭坑之儀ハ

百武作十專任ニ有之、其負債ニ相違無之旨申立候得ハ、無論公債ニ  
屬シ可申、尤炭坑ハ当省之專轄に付、ボイド社中より請求之金額当  
省より消却可致か又ハ藩債に付大蔵省より出金可相成所ニ候か、右  
区分之儀ハ何分英人モリス差總一件落着ニ残し、官府より消却可相  
成筋ニは相違無之間、御省ニ於て即今御勘合も可有之ニ付、追テ区  
分判然致候迄右金額ハ一時操替大蔵省より差廻し相成可然候付、其  
趣同省江も及掛合置候間、更ニ同省江御掛合相成候、依テ此段及御  
回答候也

七年六月三十日

工部卿伊藤博文

外務卿寺嶋宗則殿

史料H

以手紙致啓上候、然ハ本年一月中御申立有之候長崎港在駐英国商人  
ボイド社中より佐賀県下木須炭坑入用之物品、同所元郡令作十事百  
武兼貞江売渡候代価滞一件ニ付、尚当月十三日附之貴管致披見候、  
右は廢藩置県之際ニ跨候事件ニ而容易調査整兼、漸く昨今調相濟候  
ニ付、元金八百三十五弗二十三セント江当月迄之利子相添、来ル三  
十一日可相渡候間、同日午前第十時受取之者当省江御差出有之度、  
此段回答旁得御意候

明治七年七月廿八日

寺嶋外務卿

英国特命全權公使

ハルリーパークス閣下

木須炭坑機械代金請求一件は、第二百八十九号布達の「外国人民  
ヨリ我国政府ニ対スル訴訟ハ外務省ニ於テ取調候」ということによ  
り、明治六年十一月長崎県より外務省へ訴訟関係書類一切が移管さ  
れることにより急速に解決へ向うが、ここでは木須炭坑の開発、代  
価請求訴訟の内容とその年次、決着等の推移がわかる史料を示した。

史料Aは木須炭坑の開発の様子、およびモリスとの貸借関係を示  
す。モリスについては、「元佐賀藩、小城藩ニ於テ木須、久原両炭  
山稼方ニ付、モリス雇入、産鉦を以給料ニ引当、条約面組合之姿と  
相成居候中、立県之際破談之義ニ付、彼是不都合之義出来」（工部  
卿より大蔵卿への書簡、明治六年十月三十日）とあり、給料として  
石炭（出炭の一割）を得ることとなっていた。

史料Bはボイド社中よりの請求額である。明治七年五月廿五日付  
百武作十の「書付を以申上候」によれば、負債額は、三百八十五円  
廿五銭、長崎ボイド商会江注文品代金払不足之分御座候（遺漬し候  
分）、四百廿五円九十八銭、前条買入之内現品ニ而引送代金払不足  
三分御座候（現品ニ而存在県庁へ引継候分）の八百一十円廿三銭と  
なっている。また利率は月二分とあるが、後には一分とされたこと  
は史料Fでも知られる。

史料C～Fは訴訟の経過を示す史料である。史料Cでは明治五年  
八月八日を出訴の日とするが、史料Eによれば、壬申正月廿八日  
（二月七日）以前に出訴されていることは明らかであり、これは  
史料Dにみえる一月廿五日の件を指すと考えることが妥当である  
う。その後も五年十一月廿二日英国領事より、七年一月十五日には  
史料Fに示すように英国公使から出訴がなされるのである。

これらの出訴に促がされて右の負債について調査の結果、補償は  
政府が行なうことは当然のこととなってきたのであるが、史料Gに  
みるように、補償金を炭坑専管の工部省より出すか、藩債とみて大  
蔵省より出すかの問題が残された。これは木須炭坑は工部省の直轄  
であったことによるが、同炭坑が工部省へ移管された時期は明らか  
でない。明治四年十一月十五日炭坑は長崎県へ引継がれており、ま  
た同六年九月中旬、百武作十は工部省において木須炭坑の始末につ

いて尋ねられており、この間に移管されたことは確かである。このように炭坑関係の事務は工部省担当となったため、史料Gのような問題が生じるのであるが、一応大蔵省より出すことに決着し、史料

Hにみるように支払われた。すなわち藩債処理の一環として決着したのである。

## 好評発売中

幕末天保元年（一八三〇年）より昭和四十二年第四次石炭答申によってほぼ全面的な閉山に至る一世紀半の間の筑豊石炭礦業の歴史年表。あわせて全国石炭礦業の趨勢と筑豊地域社会の推移をもうかがい、民俗・社会的事項も収める。今日緊急性を帯びてきたエネルギー問題にも幅広い展望を与えるであろう。

### ○体裁

B5判・8ポ活字横二段  
上製函入・七二〇頁

### ○定価

一三、〇〇〇円

### ○送料

岡山・島根以西 三〇〇円  
静岡・長野以西 四〇〇円  
東京・神奈川以東 五〇〇円

筑豊石炭礦業史年表編纂委員会編

# 筑豊石炭礦業史年表

財団法人

西日本文化協会